

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第5期中期目標 新旧対照表（案）

（赤字・下線部分は変更部分）

変更案	現行
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第5期中期目標 1・2 （略） 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、本章中の（1）鉄道建設等業務、（2）鉄道助成業務等、（3）船舶共有建造等業務、（4）地域公共交通出資業務等、（5）特例業務（国鉄清算業務）の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとまり」として扱う。 （1）（2）（3） （略） （4）地域公共交通出融資業務等 交通事業者は従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍等によって危機に瀕しており、利便性・持続可能性・効率性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築する必要がある。このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の<u>枠組</u>を活用して、<u>交通 DX・交通 GX 及び「交通空白」の解消等を図る取組</u>についても機構の出資及び貸付けの対象とするなど、本業務を拡充することとしたところである。	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第5期中期目標 1・2 （略） 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、本章中の（1）鉄道建設等業務、（2）鉄道助成業務等、（3）船舶共有建造等業務、（4）地域公共交通出資業務等、（5）特例業務（国鉄清算業務）の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとまり」として扱う。 （1）（2）（3） （略） （4）地域公共交通出融資業務等 交通事業者は従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍等によって危機に瀕しており、利便性・持続可能性・効率性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築する必要がある。このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の<u>枠組み</u>を活用して、<u>交通 DX・交通 GX</u>についても機構の出資及び貸付けの対象とするなど、本業務を拡充することとしたところである。

また、物流事業者においても担い手不足やカーボンニュートラルへの対応等の厳しい課題に直面しており、こうした状況を打開するため、<u>物資の流通の効率化に関する法律</u>（平成１７年法律第８５号。以下「物効法」という。）の<u>枠組</u>を活用し、<u>物流 DX・物流 GX 関連設備の整備を行う事業や、中継輸送を推進する事業への出資及び貸付けを可能とするなど</u>、本業務を拡充することとしたところである。 このように、近年の社会経済情勢の変化を背景に、本業務の重要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、地域交通法や物効法に基づく大臣認定を受けた事業への支援に積極的に取り組む。 ① 地域公共交通出資及び貸付け 地域交通法第２９条の２の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等（<u>認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業を除く。以下同じ。</u>）の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。 (a) 地域公共交通出融資 <u>認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業を含む認定軌道運送高度化事業等（(b)に該当する事業を除く。）</u>の実施に必要な資金の出資及び貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。 また、出資及び貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、公的資金を活用した出資の場合においては毀損を生じさせないこと、貸付けの場合においては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。	また、物流事業者においても担い手不足やカーボンニュートラルへの対応等の厳しい課題に直面しており、こうした状況を打開するため、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u>（平成１７年法律第８５号。以下「物効法」という。）の<u>枠組み</u>を活用し、<u>物流 DX・物流 GX を貸付けの対象に加えるとともに、出資制度を創設するなど</u>、本業務を拡充することとしたところである。 このように、近年の社会経済情勢の変化を背景に、本業務の重要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、地域交通法や物効法に基づく大臣認定を受けた事業への支援に積極的に取り組む。 ① 地域公共交通出資及び貸付け 地域交通法第２９条の２の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等（<u>文言追加</u>）の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。 (a) 地域公共交通出融資 <u>認定軌道運送高度化事業等（バス、タクシー、鉄道等の交通 DX・交通 GX を含み、(b)に該当する事業を除く。）</u>の実施に必要な資金の出資及び貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。 また、出資及び貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、公的資金を活用した出資の場合においては毀損を生じさせないこと、貸付けの場合においては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。
---	--

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

② 物流出融資

物効法第23条及び第29条の11の規定に基づき、物資の流通の効率化の促進に寄与するため、物流施設及び物流DX・物流GX関連設備の整備を行う認定総合効率化事業並びに認定貨物自動車中継輸送実施計画に定められた事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、出資及び貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、出資の場合においては毀損を生じさせないこと、貸付けの場合においては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

② 物流出融資

物効法第20条の2の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に寄与するため、物流施設、物流DX・物流GX関連設備整備の認定総合効率化事業（文言追加）実施に必要な資金の出資及び貸付けを国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い適切に行う。

また、出資及び貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、出資の場合においては毀損を生じさせないこと、貸付けの場合においては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。